

長期優良住宅認定基準等の 改正について

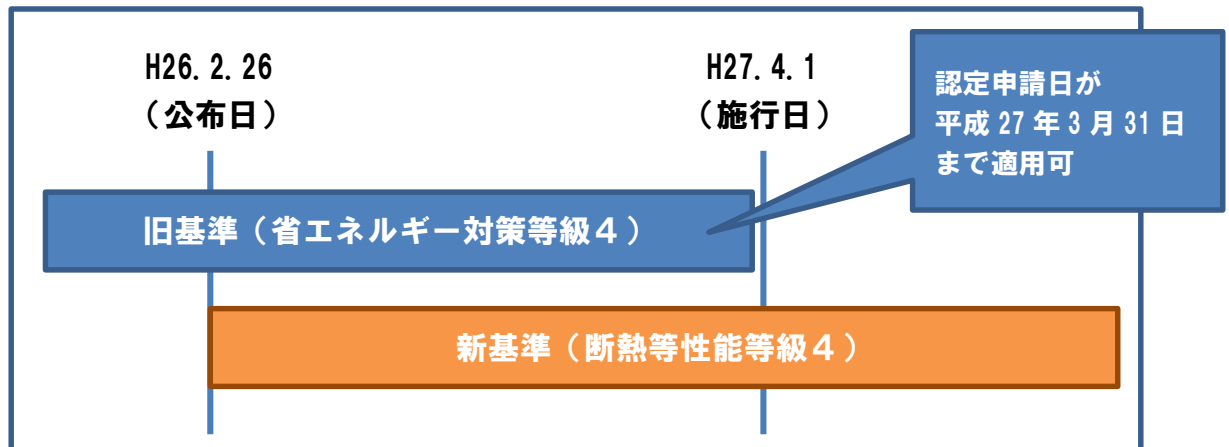
日本住宅性能表示基準及び評価方法基準の改正に伴い、平成 27 年 4 月 1 日より長期優良住宅の「省エネルギー対策」の基準は、省エネルギー対策等級 4（以下、「旧基準」という。）から断熱等性能等級 4（以下、「新基準」という。）に完全移行します。

そのため、**平成 27 年 4 月 1 日以降に認定申請する長期優良住宅建築等計画では、新基準を満たす必要があります。**

※平成 27 年 3 月 31 日までに認定申請された場合、旧基準・新基準のどちらを適用しても構わない。

なお、登録住宅性能評価機関から平成 27 年 3 月 31 日までに旧基準で発行された適合証を用いて、**平成 27 年 4 月 1 日以降に認定申請する場合、新基準を適用する必要がある**のでご注意ください。

「省エネルギー対策」基準の移行スケジュール



※「一次エネルギー消費量等級」は長期優良住宅の認定申請には使えません。